【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2019年6月28日

【会社名】 株式会社たけびし

【英訳名】 TAKEBISHI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小倉 勇

【本店の所在の場所】 京都市右京区西京極豆田町29番地

【電話番号】 075(325)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 上席常務執行役員 経営戦略室長 亀井 孝

【最寄りの連絡場所】京都市右京区西京極豆田町29番地【電話番号】075(325)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 上席常務執行役員 経営戦略室長 亀井 孝

【縦覧に供する場所】 株式会社たけびし大阪支店

(大阪市北区堂島浜一丁目2番1号)

株式会社たけびし東京支店

(横浜市港北区新横浜三丁目18番16号)

株式会社たけびし名古屋支店

(名古屋市中村区名駅三丁目8番7号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2019年6月26日開催の当社第130期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該株主総会が開催された年月日2019年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

補欠の監査等委員(取締役)の選任の効力は1年であるが、候補者として有用な人材を継続的に確保するためその効力を2年とすべく、当社定款第22条に新たに第4項を追加する。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として藤原宏之、小倉勇、橋本之博、亀井孝、西田正憲、 坂口和彦、岡垣浩志、中内克寛、岩田武久及び粕尾弘行の10氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として松木明、河本茂行及び山田善紀の3氏を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として稲荷賢及び益川教雄の両氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案				(注)1	(注)3
	129,505	298	0		可決(96.15%)
第2号議案				(注)2	(注)3
藤原 宏之	128,359	1,444	0		可決(95.30%)
小倉 勇	128,334	1,469	0		可決(95.28%)
橋本 之博	129,578	225	0		可決(96.21%)
亀井 孝	129,575	228	0		可決(96.21%)
西田 正憲	129,579	224	0		可決 (96.21%)
坂口 和彦	129,579	224	0		可決(96.21%)
岡垣 浩志	129,580	223	0		可決(96.21%)
中内 克寛	129,576	227	0		可決(96.21%)
岩田 武久	129,520	283	0		可決(96.17%)
粕尾 弘行	122,996	6,807	0		可決(91.32%)
第3号議案				(注)2	(注)3
松木 明	129,414	390	0		可決 (96.09%)
河本 茂行	129,546	258	0		可決 (96.18%)
山田善紀	129,551	253	0		可決 (96.19%)
第4号議案				(注)2	(注)3
稲荷 賢	129,360	441	0		可決 (96.05%)
益川 教雄	121,899	7,902	0		可決 (90.51%)

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議 決権の3分の2以上の賛成であります。
 - 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議 決権の過半数の賛成であります。
 - 3. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。 本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に 対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合 であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

以 上